注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別葉とすること。

［２～４　略］

様式第38（第40条の３、第40条の６第１号関係）

第一種適格電気通信事業者指定申請書

［略］

電気通信事業法第108条第１項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　提供する第一号基礎的電気通信役務の種別

注　法第108条第２項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第40条の７に規定するものを記載すること。

２　申請に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備と他の電気通信設備との接続に関し定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締結年月日

［注　略］

３　第14条第１号、第３号及び第４号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第１号、第３号又は第４号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	％

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

［略］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

［表略］

注１　法第108条第１項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

⑴　第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

⑵　第14条第１号ハ、第２号ハ及び第３号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもの

［２・３　略］

４　「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別葉とすること。

［２～４　同左］

様式第38（第40条の３、第40条の６第１号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

［同左］

電気通信事業法第108条第１項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　提供する基礎的電気通信役務の種別

注　法第108条第２項に規定する基礎的電気通信役務の種別として第40条の７に規定するものを記載すること。

２　申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備と他の電気通信設備との接続に関し定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締結年月日

［注　同左］

３　第14条第１号、第３号及び第４号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第１号、第３号又は第４号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	％

様式第38の２（第40条の３第１号、第40条の４第１項関係）

基礎的電気通信役務収支表

［同左］

第１表　［同左］

［表同左］

注１　法第108条第１項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

⑴　第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

⑵　第14条第１号ハ、第２号ハ及び第３号ロに規定する基礎的電気通信役務に係るもの

［２・３　同左］

４　「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。